

事 務 連 絡

令和 6 年 1 月 11 日

関係県 防災・危機管理担当部（局） 御中

内閣府政策統括官（防災担当）  
総務省行政管理局  
法務省大臣官房司法法制部  
法務省民事局

「令和 6 年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について（周知依頼）

標記政令については、令和 6 年 1 月 11 日に閣議決定され、同日に公布・施行されました。

つきましては、本政令が制定された背景、緊急性等に鑑み、災害により被災された方々に対する制度の周知が極めて重要であることから、貴県におかれましては、本政令の趣旨、内容等について速やかに関係職員へ周知徹底を図っていただくようお願いいたします。

また、今後、告示予定事項等について、地域住民等への情報提供に努めていくこととしておりますが、貴県におかれましても、関係市区町村、関係団体、報道機関、地域住民等へ積極的に情報提供いただくようお願いいたします。併せて、本事務連絡には本政令の内容をまとめたリーフレット「被災者のみなさまへ」を添付しております。避難所での掲示、自治会の回覧板への入れ込み等にご利用いただくとともに、在宅の被災者に対して各戸別に巡回・配布をしていただくなど、被災者に広く情報が行き渡るよう丁寧な周知をお願いいたします。

**【問合せ】**

- 内閣府政策統括官（防災担当）  
TEL：03-3593-2847（直）[小西、戸谷、廣田]
- 総務省行政管理局（第 3 条及び第 4 条関係）  
TEL：03-5253-5353（直）[三宮、山崎、秋山、田中]
- 法務省民事局参事官室（第 5 条及び第 6 条関係）  
TEL：03-3592-7114（直）[森、戸取]
- 法務省大臣官房司法法制部（第 7 条関係）  
TEL：03-3592-7886（直）[大久保、二宮]